

配偶者控除の対象外となる 条件 & 記載ミス防止ガイド



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年3月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

配偶者控除・配偶者特別控除とは

配偶者控除とは、**納税者本人に所得税法上の控除対象となる配偶者がいる場合に受けられる所得控除**です。控除を受けることで、課税所得が減り、所得税や住民税の負担が軽減されます。

配偶者の合計所得金額が58万円（給与収入のみなら123万円）を超えて控除が受けられない場合でも、納税者本人と配偶者の所得金額に応じて「**配偶者特別控除**」が適用されることがあります。

これら控除の適用には、納税者本人と配偶者の両方に満たすべき要件があります。次のスライドで、控除の対象外となる条件を確認していきましょう。

控除対象外となる条件①（納税者本人・配偶者共通）

控除を受けるには、納税者本人と配偶者が以下**すべての**要件を満たす必要があります。

【納税者本人の要件】

合計所得金額が1,000万円（給与収入のみなら1,195万円）を超えていないこと

【配偶者の主な要件】

1. 民法の規定による配偶者であること（内縁関係は対象外）
2. 納税者と生計を一にしていること
3. 年間の合計所得金額が133万円以下であること
4. 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない、または白色申告者の事業専従者でないこと

控除対象外となる条件②（配偶者の所得の壁）

配偶者の合計所得金額によって、受けられる控除の種類や可否が決まります。
特に以下の「**所得の壁**」を超えると**対象外**となるため注意が必要です。

配偶者の合計所得金額	配偶者の給与収入（目安）	控除の種類
58万円以下	123万円以下	配偶者控除
58万円超 95万円以下	123万円超 150万円以下	配偶者特別控除（満額38万円）
95万円超 133万円以下	150万円超 201.6万円未満	配偶者特別控除 （所得に応じ減額）
133万円超	201.6万円以上	対象外



注意点

※納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下のケースです。
※配偶者特別控除の額は、納税者本人の所得によっても変動します。



記載ミス防止ガイド

配偶者控除の適用には「**給与所得者の配偶者控除等申告書**」の提出が必要です。
記載ミスを防ぐためのポイントは以下の通りです。

1. 配偶者の所得金額を正確に把握する

- 給与所得：「収入金額」から「給与所得控除額」を引いた額
- 給与所得以外の所得：収入金額から必要経費を引いた額

源泉徴収票や支払調書を元に、合計所得金額を正しく計算しましょう。

2. 自身の合計所得金額を確認する

自身の合計所得金額の見積額も忘れずに記載します。1,000万円を超えると控除は受けられません。

3. 申告書内の判定フローを活用する

申告書には、控除額を判定するためのチェック欄があります。
フローに沿って自身の所得と配偶者の所得を当てはめていけば、どの区分に該当し、
控除額がいくらになるかを自動的に判定できます。

【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。